

平成19年2月23日(金曜日)



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料込)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県法規集登載事項)

### ○ 人事委員会規則

\*1 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

\*2 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

\*3 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 教育委員会規則

\*1 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

185 平成18年度地籍調査事業計画の変更 (地域振興課)  
186 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
(N P O 協働推進課)

187 生活保護法による指定医療機関の廃止  
(福祉保健総務課)

188 " ( " )

189 生活保護法による医療機関の指定( " )

190 " ( " )

191 " ( " )

192 " ( " )

193 救急病院の認定 (医務課)

194 日置川土地改良区の役員の退任 (農村計画課)

195 県営土地改良事業の事業計画の決定 ( " )

196 新道路の供用開始等 (道路保全課)

197 道路の区域変更 ( " )

198 新道路の供用開始等 ( " )

199 道路の区域変更 ( " )

200 新道路の供用開始 ( " )

### ○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

平成19年2月23日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(初任給に関する経過措置)

10 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第12条第1項の規定による号給(同規則第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が同規則第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日(同規則第37条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第33条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第2号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

平成19年2月23日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(初任給に関する経過措置)

7 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第12条第1項の規定による号給(同規則第14条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに警察官となった者が同規則第33条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日(同規則第33条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第28条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第3号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

平成19年2月23日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(初任給に関する経過措置)

9 平成19年1月1日以後に新たに警察官となり、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条から第15条ま

での規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに警察官となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第11条第1項の規定による号給(同規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとできることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに警察官となった者が同規則第30条第1項に規定する特定警察官であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに警察官となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日(同規則第30条第1項に規定する特定警察官にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第26条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 教育委員会規則

##### 和歌山県教育委員会規則第1号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

平成19年2月23日

和歌山県教育委員会委員長 横 畑 直 尚

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(初任給に関する経過措置)

7 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第12条第1項の規定による号給(同規則第14条第1項の規定に

# 和歌山県報 第1836号

平成19年2月23日(金曜日)

より初任給基準表の初任給欄の号給とすることができますこととされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が同規則第33条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日(同規則第33条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第28条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間ににおけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第185号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成18年度地籍調査事業計画(平成18年和歌山県告示第628号)の一部を、次のとおり変更した。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目	変更前	変更後
調査を行う者の名称		有田市
調査地域 郡市名		有田市
町村名		
調査地域名		下中島の一部 初島町浜の一部
調査期間		平成19年2月23日から平成19年3月31日まで

### 和歌山県告示第186号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第26条第1項の規定による所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請があつたので、第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年4月6日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年2月6日

2 名称

特定非営利活動法人環境福祉ボランティア情報センタ

ー

3 代表者の氏名

千葉正道

4 主たる事務所の所在地

大阪府大阪市北区天神橋2丁目5番15号 ヴィヴァンテ南森町B1

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全と少子高齢社会に相応しい地域社会作りを推進する各種団体に対してデータベースの構築、情報処理サポート事業を行うと共に、会員が環境、福祉に関するボランティア活動を推進することで、社会全体の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第187号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期	名 称	所 在 地	廢 止 年月日
田医 147-18	みなとクリニック	田辺市湊991	平成 19.1.29

### 和歌山県告示第188号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期	名 称	所 在 地	廢 止 年月日
那医 199-17	上岩出内科・脳神経外科	岩出市野上野66-1	平成 19.1.31

### 和歌山県告示第189号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期	名 称	所 在 地	指定期

# 和歌山県報 第1836号

平成19年2月23日(金曜日)

岩医 4-18	上岩出内科・脳神 経外科	岩出市野上野66-1	平成 19.2.1
------------	-----------------	------------	--------------

## 和歌山県告示第190号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期 番号	名 称	所 在 地	指定期 年月日
田薬 41-18	ダック調剤薬局あ いづ店	田辺市下万呂67-8	平成 19.2.1

## 和歌山県告示第191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期 番号	名 称	所 在 地	指定期 年月日
田医 148-18	みなと眼科	田辺市湊997	平成 19.2.1

## 和歌山県告示第192号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定期 番号	名 称	所 在 地	指定期 年月日
海南医 101-18	さいかクリニック	海南市下津町丁97-1	平成 19.2.4

## 和歌山県告示第193号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	所 在 地	有効期限
有田市立病院	有田市宮崎町6番地	平成 22.2.6

## 和歌山県告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名 氏 名 住 所

理事 田中英二 西牟婁郡白浜町大古198番地

## 和歌山県告示第195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営畠地帯総合整備事業須谷・田殿2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 県営畠地帯総合整備事業須谷・田殿2期地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成19年2月26日から平成19年3月26日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、有田振興局産業振興部農地課、有田市産業振興課、有田川町産業課(金屋庁舎)及び有田川町建設課(吉備庁舎)

## 和歌山県告示第196号

平成18年和歌山県告示第1148号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 品	延 長	備 考
		幅 メートル	メートル	
新宮市南桧杖字三田181番1地先から同市南桧杖字三田194番1地先まで	旧	13.20 22.60	108.00	

# 和歌山県報 第1836号

平成19年2月23日(金曜日)

同上	新	13.50 28.90	108.00	
----	---	----------------	--------	--

## 和歌山県告示第198号

平成19年和歌山県告示第197号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年2月23日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市南桧杖字大高藪636番1地先から同市南桧杖字茶	旧	8.90 28.90	680.00	

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	船舶	1851529 1851550 1851551 1851552	4枚	平成18年9月19日から 平成18年11月30日まで	和歌山県税事務所	平成18年12月4日

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

## 諸 報

### 拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出ください。

平成19年2月23日

和歌山県橋本警察署長 東山均

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金250,000円 (裸金)	平成 19年1月24日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投函 されていたもの)

山苔642番1地先まで		28.20		
同上	新	8.90 28.20	680.00	
同上	新	22.10 81.00	620.00	

## 和歌山県告示第200号

平成19年和歌山県告示第199号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち新宮市南桧杖字大高藪637番1地先から同市南桧杖字茶山苔642番1地先までの延長390.00メートルについては、平成19年3月1日から供用を開始する。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 公 告

### 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年12月4日以降無効とする。

平成19年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸